

総務財政常任委員会報告書

令和4年9月7日第3回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和4年11月24日

七飯町議会議長 木下 敏 様

総務財政常任委員会

委員長 池田 誠 悦

記

1. 事件名

議案第47号 七飯町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

2. 審査の経過

令和4年9月12日、10月7日、11月2日、24日の4日間、委員会を開催し、副町長、情報防災課長の出席を求めて審査を行った。

3. 決定及び理由

(1) 決 定

修正可決

(2) 修正内容

第1条中「この条例は」の次に「、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり」を加える。

第2条第1項第1号中「本町の」を「七飯町（以下「町」という。）の」に、「本町が」を「町が」に改める。

第2条第1項第2号イ中「財産に関する」を削る。

(3) 理由

当委員会に付託された七飯町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（以下「本条例」という。）は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の趣旨にのっとり、条例又は規則に基づく手続について、書面によることに加えてオンラインによる手続を可能にするため、手続等を定めている各条例を個別に改正することなく、一括してオンラインによる手続を可能とするため制定しようとするものである。

第1条は目的で、本条例を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって住民福祉の向上に寄与することとして定めている。

第2条は定義で、本条例において掲げる用語の意義を定めている。

第3条は電子情報処理組織による申請等で、条例等により書面でおこなうこととされている申請等を、各条例等を個別に改正せずに当該申請等のオンライン化ができる旨を規定している。

第4条は電子情報処理組織による処分通知等で、処分通知等のオンライン化を可能とする規定を定めている。

第5条は電磁的記録による縦覧等で、申請等や処分通知等のオンライン化と同様に、縦覧あるいは閲覧についても電子化することができる旨を規定している。

第6条は電磁的記録による作成等で、町の機関が条例等において書面等を作成、保存するとしているものについて、電磁的記録の作成や保存をもって代えることができる旨を規定している。

第7条は適用除外で、対面での確認が必要である等の場合又は個別の条例等でオンライン化又は電子化する方法が規定されている場合は本条例の規定を適

用しないとしている。

第8条は添付書面等の省略で、必要な情報やマイナンバーカードやシステム連携により入手又は参照できる場合は、添付書類を省略できる旨を規定している。

第9条は情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表で、オンライン申請可能な手続を一覧として町ホームページ等で随時公表するものとしている。

第10条は委任で、本条例に定めるもののほか、本条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしている。

附則には、施行期日を公布の日からとし、本条例の制定に伴い、七飯町行政手続条例（平成9年七飯町条例第29号）における関連部分について、オンラインでの申請等に対応するための一部改正について規定している。

修正内容は、本条例を制定する根拠法令について明記する必要があることから、第1条に「、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり」を追加し、その他、文言の修正や不要な文言の削除を行ったことから修正可決するものである。

委員からは、条例作成における専門職の配置とチェック体制について、また、他の自治体の類似条例との整合性についての質疑があった。

町からは、過去には法制文書係を設置していたが、職員数の削減等の結果、廃止となり、現在は総務課総務係でチェックしている。今後はより厳しくチェックするよう庁舎全体としても精度を高め、将来的には専門職の人員配置等について見直していきたい。また、各種広域議会等を構成している近隣自治体と整合性を図った条例としているとの回答であった。

以上のことを留意のうえ、条例の内容を審査したところ、本条例は情報通信技術を活用した行政の推進を図り、国の法令に基づく手続等についてオンラインによる手続を可能とするものであり、かつ、修正内容も考慮した上で採決した結果、全員一致で修正可決すべきものと決定した。